

# 愛知県公立大学法人における奨学寄附金取扱規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）における奨学寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、法人が設置する大学（以下「大学」という。）における学術研究の助成や教育研究の奨励を目的とした寄附金で、理事長が受入れを決定したものという。

## (受入れの制限)

第3条 次に掲げる条件が付されている寄附金は、奨学寄附金として、これを受け入れることができない。ただし、第三号に掲げる条件については、公募等による奨学寄附金で、研究成果の報告が必要な場合は、この限りでない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。
- (2) 寄附金による研究の結果、生じた知的所有権等（特許権、実用新案権、回路配置権、意匠権、商標権、著作権等及びこれらの権利を受ける権利をいう。）を寄附者に無償で譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (5) 寄附申込みの後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができる。
- (6) 奨学寄附金を受け入れることにより新たな財政負担を伴うことになるもの
- (7) その他学長が教育研究上支障があると認める条件

## (寄附の申込み)

第4条 奨学寄附金の寄附申込みは、寄附申込者が奨学寄附金寄附申込書（様式1）により、学長を経由して、理事長に対して行うものとする。

## (受入れの決定及び受諾)

第5条 前条の申込みについて、関係学部教授会、研究科会議又は研究推進局（愛知県立大学に限る）が受入れを適当と認めた場合は、学長は、理事長に対して受入れを依頼するものとする。ただし、必要により、教育研究審議会に諮るものとする。

2 理事長は、奨学寄附金の受入れを決定したときは、寄附申込者に対し、学長を経由して寄附の申込みの受諾を通知するものとする。

## (受入れの取扱い)

第6条 奨学寄附金は、愛知県公立大学法人歳入予算として受け入れなければならぬ。

2 受け入れた奨学寄附金には、研究の遂行に必要な謝金、旅費、人件費、消耗品等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）のほか、光熱水料等当該研究の遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を含むもの

として、受入れ時に間接経費を控除する。ただし、理事長が次のいずれかに該当すると認める場合は、間接経費を徴収しないことができる。

(1) 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与するものと期待されるもの

(2) 大学の教育研究上極めて有意義であると求められるもの

3 前項の間接経費は、受入金額の8パーセントに相当する額とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、間接経費の率を別に定める。

(使途の変更)

第7条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長の承認を得て奨学寄附金の使途の変更を行うことができる。

(1) 奨学寄附金の残額が著しく少額になった場合

(2) 奨学寄附金による研究を担当する教員（以下「研究担当者」という。）が指定されている奨学寄附金について、当該研究担当者の転出、死亡、退職等により、当該指定を変更する場合

(実績報告)

第8条 事務担当者は、翌年度の4月10日までに、支出明細書（システム打ち出しき可。）を、学長を経由して理事長に提出しなければならない。

(繰越)

第9条 残額が生じた場合は、翌年度において繰り越して使用することができるものとする。

(適用除外)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(1) 国、政府関係機関又は地方公共団体からの寄附である場合

(2) その他理事長が特別な事情があると認めた場合

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月28日規程第65号）

この規程は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日規程第7号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規程第15号）

この規程は、公布の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則（令和3年6月1日規程第1号）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。